

(参 考)

契 約 書 見 本

既存の契約書様式があるときはそれを用いて結構ですが、この場合にも契約の一方の当事者は候補者本人であり、その申込意思と契約業者等の承諾意思とが契約書に明示されていることが必要です。

車輛賃貸借契約書

※ 動産の
賃貸借契約
のため収入
印紙は不要

稚内市 選挙候補者 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) は、車輛の賃貸借について次のとおり契約書を締結する。

1 使用目的

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 141 条の規定により、選挙運動のために使用する。

2 車輛及び登録番号

3 台 数 1 台

4 使用期間

令和 年 月 日から } 日間
令和 年 月 日まで }

5 契約金額 円（1日につき 円）

（うち消費税額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定により算出したもので、契約金額に 100 分の 10 を乗じて得た金額をいう。）金 円）

（注）[] 書きの部分は、供給人が課税事業者である場合に使用する。

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車輛の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、稚内市議会議員及び稚内市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 7 年稚内市条例第 1 号）に基づき、稚内市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、稚内市に請求する金額が、契約金額に満たない時は、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は稚内市には請求ができない。

8 その他

令和 年 月 日

甲 選挙候補者

氏 名 ㊟

住 所
.....

乙 住 所
.....

氏 名 ㊟

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載）

選挙運動用自動車燃料供給契約書

※物品購入
契約のため
収入印紙は
不要

稚内市 選挙候補者 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約書を締結する。

1 供給する期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

2 供給場所

所在地
名称

3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号

4 金額

(1) 単価 1 L 当たり 円

上記価格に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定により算出した消費税相当額を加算する。

(2) 予定供給数量 L

(3) 金額

期間中の供給総量に単価を乗じた金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する消費税相当額を加算した金額とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、稚内市議会議員及び稚内市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 7 年稚内市条例第 1 号）に基づき、稚内市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、稚内市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は稚内市には請求ができない。

6 その他

令和 年 月 日

甲 選挙候補者

氏 名 ㊟

住 所

乙 住 所

氏 名 ㊟

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載)

選挙運動用自動車運転契約書

※雇用契約
のため収
入印紙は
不要

稚内市 選挙候補者 (以下「甲」という。)

と (以下「乙」という。) は、甲が使用する公職選挙法 (昭和 25 年法律
第 100 号) 法第 141 条に規定する選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

1 運転する期間

令和.....年.....月.....日から
令和.....年.....月.....日まで } 日

2 契約金額 円 (1 日につき 円)

3 運転する車輛

車種..... 登録番号.....

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、稚内市議会議員及び稚内市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 (平成 7 年稚内市条例第 1 号) に基づき、稚内市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、稚内市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は稚内市には請求ができない。

5 その他

令和.....年.....月.....日

甲 選挙候補者

氏 名 ㊟

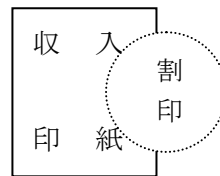
住 所

乙 住 所

氏 名 ㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載)

選挙運動用ポスター作成契約書



稚内市 選挙候補者 (以下「甲」という。)

と (以下「乙」という。) は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

1 品名

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第143条に規定するポスター

2 数量 枚

3 契約金額 円(単価 円 銭)

(うち消費税額(消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条の規定により算出したもので、契約金額に100分の10を乗じて得た金額をいう。)金 円)

(注) [] 書きの部分は、供給人が課税事業者である場合に使用する。

4 納入期限

令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、稚内市議会議員及び稚内市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成7年稚内市条例第1号)に基づき、稚内市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、稚内市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は稚内市には請求ができない。

6 その他

令和 年 月 日

甲 選挙候補者

氏名 ㊟

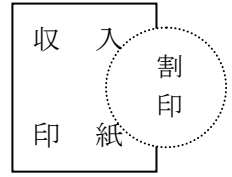
住所

乙住所

氏名 ㊟

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載)

選挙運動用ビラ作成契約書



稚内市長選挙候補者 (以下「甲」という。)

と (以下「乙」という。) は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

1 品名

公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 142 条に規定する選挙運動用ビラ (種類)

2 数量 (種類 1) 枚 (種類 2) 枚

3 契約金額 (種類 1) 円 (単価...円...銭) (種類 2) 円 (単価...円...銭)

(うち消費税額 (消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定により算出したもので、契約金額に 100 分の 10 を乗じて得た金額をいう。) 金 円)

(注) [] 書きの部分は、供給人が課税事業者である場合に使用する。

4 納入期限

令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、稚内市議会議員及び稚内市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 (平成 7 年稚内市条例第 1 号) に基づき、稚内市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、稚内市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は稚内市には請求ができない。

6 その他

令和 年 月 日

甲 稚内市長 選挙候補者

氏名 印

住所

乙住所

氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載)